



児童関係・障がい児(者)関係手当一覧

児童を養育している方や障がい児(者)を養育している方等に支給される手当を紹介します。



	事業名(事業内容)	対象者(関係分抜粋)	手当月額	備考
15歳まで	児童手当 (中学校修了前までの児童を養育する者に対して手当が支給されます。)	中学校修了前の児童(15歳到達後3月末までの児童)を養育する方 ※公務員の方は所属庁に申請願います。 【6月・10月・2月支給】	0歳～3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了前 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円 所得制限を超える場合 一律 5,000円	
18歳まで	児童扶養手当 (父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している方等に手当が支給されます。)	母子(父子)家庭等下記の児童(18歳到達後3月末までの児童)を養育する方 ○父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童 ○婚姻によらないで生まれた児童 ○養育者が重度の障がいである児童 【1月・3月・5月・7月・9月・11月支給】	第1子 43,160円 第2子目 10,190円加算 第3子以降 6,110円ずつ加算	
20歳まで	特別児童扶養手当 (対象の障がいをお持ちの児童を養育している父母等に手当が支給されます。)	精神又は身体に障がいを有する児童を監護・養育している方 【4月・8月・12月支給】	1級 52,500円 2級 34,970円	
	障害児福祉手当 (在宅の重度障がい児の方に、その障がいにより生じる負担の一助として手当が支給されます。)	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において特別な介護を必要とする方 【5月・8月・11月・2月支給】	14,880円	
18歳以上	家族介護手当支給事業 (在宅の障がい者を介護する方に、慰労のため手当が支給されます。)	在宅で障害程度区分「区分4」以上の者を介護している家族。ただし、町民税所得割非課税の者を介護する方 【毎月支給】	10,000円	町制度
20歳以上	特別障害者手当 (重度の障がいをお持ちのかたに、その障がいにより生じる負担の一助として手当が支給されます。)	精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において特別な介護を必要とする方 【5月・8月・11月・2月支給】	27,350円	

※各手当には所得制限が設けられており、支給停止又は一部支給になる場合があります。

※各手当は、申請月の翌月分から支給の対象となります。
申請及び書類整備が遅れた場合には、経過月分は受給できませんので注意してください。



生活相談

お問い合わせ先 新得町役場保健福祉課(保健福祉センターなごみ内)
電話番号 0156-64-0533 福祉係(内線223)【手当支給関係】
健康推進係(内線226)【子育て相談関係】